

**公立福祉施設の民営化過程に関する考察****— A市立障害者福祉施設B園の民営化を事例として—**

○ 大阪千代田短期大学 青木 淳英 (05302)

福祉施設の民営化、障害者福祉、福祉行政

**1. 研究目的**

福祉サービスを含めて、公共サービスの民営化が日本で盛んに議論され始めたのは1970年代後半以降である。この時期、経済不況を背景に先進諸国の財政事情が悪化し、新保守主義による財政抑制と公営企業の民営化促進など、民間市場の役割への期待の増大がみられた。2003年には地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理における「指定管理者制度」が創設された。このような中で、公立福祉施設においても指定管理者制度への移行や民間事業者への移管が進んでいる。

地方自治体の公立福祉施設の民営化（指定管理者制度、民間事業者への移管を含む）に関する先行研究は、①行政の福祉実施責任の後退要因、②自治体財政の再建策、③市場開放による民間事業者等の新事業創出の好機、という3つに大別できる。いずれも示唆に富むものであるが、限られた財源の中で福祉サービスの整備を迫られている地方自治体の現状を踏まえたものは少ない。また、行政内部でいかなる議論・検討がなされ、決定されたかという「政策過程」を取り扱ったものは、管見の限り、少ない。本研究は、公立福祉施設の民営化における政策決定過程を明らかにするとともに、民営化後の行政の関与について考察することを目的とする。

**2. 研究の視点および方法**

本研究は、A市立B園（障害者施設）の指定管理者制度導入から民間事業者への移管に至る経過を事例とする。本事例の民営化過程における特徴は2つある。第1に、「公設公営（公立）→公設民営（指定管理者制度）→民設民営（民間事業者への移管）」という経過を辿り、民営化後の設置運営方式として考える2つの手法（公設民営、民設民営）を経験していることである。第2に、民間事業者へ移管された後も行政が関与し続けていることである。このことから研究の視点は、次の3つに設定する。①どのように民営化が進められたか、という政策立案・実施の手法、②民営化に関係する行政・利用者・事業者はいかなる動きを見せたか、③民間事業者への移管後も行政が関与する理由、である。以上3点の問題関心をもとに、A市において関連資料（市議会会議録等含む）の調査・収集、関係者への聞き取り調査を行い、民営化の経過や検討された課題を整理した。

**3. 倫理的配慮**

日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき、調査協力者に研究目的・主旨、匿名性の確

保、プライバシーの保護等について説明し、同意を得た。また収集した資料については、紛失・漏洩することのないように十分留意して管理している。

#### 4. 研究結果

A市は、戦後の経済成長を前提に福祉・医療など幅広いサービスの提供や施設整備を行ってきたが、2006年度に財政再建団体への転落が予想されるほどの危機的な財政状況に陥っていた。2002年策定の『A市財政再建実施計画』では「福祉施策の再構築」も課題とされ、B園も外部委託（民営化）候補となった。

担当課では、B園のあり方、財政、サービスの質、採算等を検討した結果、民営化する方針を固めた。民営への移行は、まず公設民営（指定管理者制度）とし、将来的には民設民営（民間事業者への移管）を目指すという段階を踏むことになった。2005年度には、B園利用者・保護者に対する説明会・懇談会を開催、選定委員会を実施した結果、社会福祉法人Cが2006年度から指定管理者となった。

5年の指定管理期間が終了する2010年度に入ると、利用者・保護者および法人Cの双方から、A市に対して民設民営への移行を望む申し入れがあった。利用者・保護者が法人Cの事業実績を評価し運営継続を望んでいることから、B園は随意契約という形で2011年度より法人Cに移管された。なお、A市と法人Cとの間では、①B園の土地・建物をA市が法人Cに有期限（2011年4月から10年間）で無償貸与する、②B園はA市障害福祉サービスの中核的施設としての役割を維持する、③ケアホーム等の整備とバックアップ機能をB園に持たせる、④法人Cが覚書に違反した場合、A市は無償貸与の契約を解除できる、という契約・覚書が交わされており、A市は民設民営化後もB園に関与し続けている。

#### 5. 考察

本来、民設民営化は行政の関与を無くすことを企図したものである。これにより、行政は財政負担の軽減を、利用者は民間の運営ノウハウを活用したサービスの質の向上を、事業者は中・長期的な視点での経営展開を、それぞれ期待できるとされる。にもかかわらず、A市が民設民営化後もB園に関与しようとする（せざるを得ない）理由は、施設設置者として保持していた福祉サービスへの公的責任を利用者に別の形で示すこと、障害福祉施策を推進するために「障害福祉の拠点」となる施設の確保を企図したものと考えられる。前者は戦後長らく直営施設等によって福祉サービスを一定保障してきた行政の役割を引き継ぐものであり、後者は今日の自治体財政の悪化やサービスの準市場化によって「事業者が福祉サービスを提供しやすい環境を整備すること」へと変化しつつある行政の役割を踏まえたものといえる。公立福祉施設の民営化は、福祉サービスの供給と利用の両面において、行政、利用者、事業者それぞれに対してどのような役割を担っていくかの検討を迫っており、さらなる考察が必要である。